

墓地取得マネジメント業務

公共事業で支障する墓地の移転については、これまで「用地調査共通仕様書」に定める次のような「墳墓等の調査及び算定」業務が民間に発注されています。

- ・ 墓地管理者調査（所有者、管理者名、代表者名、管理規則等）
- ・ 墓地使用者調査（法名、俗名、享年等）
- ・ 墳墓図面の作成（区画、通路、外柵等）
- ・ 墳墓調査（墓石、墓誌、カロート等）
- ・ 墳墓移転料の算定（改葬料、祭し料、工作物・立竹木移転料等）

しかし、墓地等の移転については、

- ・ 墳墓等移転補償の同意取得
- ・ 新墓地用地の同意取得
- ・ 隣接所有者・周辺関係住民の同意取得

の他に、

- ・ 墓地等所有者の墓地等経営・変更・廃止許可申請
- ・ 墓地等使用者の改葬・火葬許可申請
- ・ 無縁墳墓の公告・立札設置（1年間）手続き
- ・ 墓地概略設計図書の作成
- ・ 損失補償台帳等各種書類の作成
- ・ 墓地等管理組織の設立・運営 など

に多大な労力と時間を要します。

当社は、このような本来、起業者が行う「墓地取得に関する工程管理業務（以下、「墓地取得マネジメント業務」という）」を起業者に代わって支援します。

「墓地取得マネジメント業務」は、国土交通省の補償コンサルタント登録規定の「総合補償部門」に位置づけられて、民間活用が可能となっています。